

新潟市立小学校で発生したいじめ重大事態に関する調査報告書の概要

新潟市いじめ防止対策等専門委員会

I 調査の概要

本報告書は、新潟市立小学校（以下、「本件小学校」という）の児童（以下「対象児童」という）が、令和4年度にいじめを受け、令和5年4月に自殺企図に至ったと保護者が訴えた事案において、新潟市教育委員会（以下「市教委」という）が、いじめ防止対策推進法28条1項に規定する重大事態であると判断し、これを受けて、新潟市いじめ防止対策等専門委員会（以下、「本委員会」という）にて行った調査及び審議結果を報告するものである。

本委員会は、令和5年5月から調査を開始し、令和7年3月14日、調査報告書を決定した。

調査に当たっては、自殺企図に至る事実経過や背景等をあきらかにするために、関係する文書、資料等の提出を本件小学校及び市教委に求め、精査を行った。

また、令和5年5月から令和7年3月までに、調査審議会議を37回実施し、本委員会が対象保護者、関係児童、関係教職員へ聴き取り調査を行った。聴き取り調査は、対象保護者に対し5回、関係児童に5回、関係教職員に12回実施した。さらに、書面調査を対象児童に対して実施した。

II いじめに関する事実認定

1 本報告書におけるいじめの定義

いじめ防止対策推進法上のいじめの定義は、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである（2条1項）。

この定義より、本報告書では、以下の4つの要件に全て当てはまる場合を、いじめとして認定した。なお、市基本方針のいじめの定義も同旨である。

- ①行為者・行為の対象者とも児童生徒である（2条3項）
- ②行為者と行為の対象となった者が、一定の人的関係にある
- ③行為者が行為の対象者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている
- ④当該行為の対象となった者が苦痛を感じている

2 本調査においていじめに当たる行為として認定した事実

令和4年夏休み明けから令和5年3月までの間に、クラスの複数の児童が、対象児童に対して、陰口や悪口、非難、避けるような言動等を行ったことが確認された。これらはいじめに当たる行為として認定した。

III 検証

1 重大事態の発生に関わる心理的背景の分析

（1）心理的背景の分析について

重大事態の発生に関わる心理的背景を分析するためには、本来ならばその状況を体験した対象児童本人から聴き取りを行い、その内容をもとに分析を行うべきである。しかし、重大事態発生後現在に至るまで、対象児童と本委員会が面談を行うことはできなかった。

したがって、本報告書では、令和4年度以前に担任が作成した本人の個別票、本人自筆のメモ・文書やアンケート結果、両親からの聴き取り内容から、本人が自殺企図に至った心理的背景を分析することとする。

(2) 対象児童の心理的状況について

夏休み明けからはクラス内で対象児童に対する陰口が確認されており、次第に集団の中であからさまに陰口を言い、避けるなどの態度を取るなど、対象児童がいじめに気づき、追い詰められるようないじめ行為がみられるようになっていた。そういった中、本人は心理的に孤立し、追い込まれたことが推測できる。

学級の状態について話し合い、よりよい集団を目指すことをねらいとして実施していたアンケート（以下、「学級力アンケート」という）では、令和4年5月と6月実施時には、学級に対してほぼ肯定的な評価をしている。しかし、10月以降は否定的な評価が見られるようになり、令和5年2月には1つの問い以外のすべての項目において否定的な評価を回答している。

いじめアンケートでは、表の面でいじめを直接報告することはなかった。裏面の学校独自のアンケートにおいて、6月には教室では「先生」ということが多く、遊びは「あるく」と報告をしていたが、11月には「わからない」と回答している。

2つのアンケートの回答内容からは、令和4年10月以降に本人の人間関係に対する戸惑いが増加し、学級集団への評価が低下していること、すなわち学級での居心地が悪化していることが窺える。

さらに、保健室への来室回数は、8月末より増加し、2月まで継続しており、本人が身体を通して不調を訴えていたことが読み取れる。また、夏休み明けには、健康観察でも自分で発言できず、うなずくだけになっていたことから、不調が継続していたことが推測される。

12月から1月ごろにはそれぞれ教職員と担任に、悪口を言われていることを訴え、自ら助けを求める行動を2度も起こしたことから、上記いじめ行為が本人に苦痛をもたらし、解決を求めていることが読み取れる。しかし十分な対応はなく、対象児童は孤立感・無力感を深めたであろうことが推測される。

家庭でも秋頃から学校での人間関係について愚痴をこぼしていたが、学校と家庭の連携はなかった。さらに同時期、対象児童は家庭においても落ち着かない状況の中におかれていた。

1月以降の学級における人間関係の悪化、学校における対応やサポートの不十分さ、家庭の状況の不安定さの中で本人の孤立無援感が高まり、春休み明けの新学期が数日後に迫った時期に自殺企図という行為に繋がったと考えられる。

2 対象児童の重大な被害といじめとの関係性について

本件で発生した事態は、令和5年4月5日に発生した対象児童の自殺企図である。対象児童に対するいじめは令和4年の夏休み明け頃から継続しており、年度終わりにかけてエスカレートしていた。本人が教職員に対して自らいじめ被害の事実を訴えたにもかかわらず、適切に対応されることがなく、本人の孤立無援感も高まったことが推測される。

対象児童は、自殺未遂後、新学期が始まり、いじめのある人間関係に戻っていく苦痛や不安、それを誰にも分かってもらえない孤立感から自殺企図という行為に及んだことが読み取れる本人の直筆の文章を作成しており、いじめが対象児童に強い苦痛を与えたことが、対象児童が自殺企図という行為に及んだ主たる原因であることが推認できる。

ただし、本人の従来からの生活面、学習面での不安や、家庭の状況も背景要因として影響を及ぼしていないとはいえない。

IV 本件における問題点と課題

1 いじめ対応に関する基本的な姿勢について

いじめ防止対策のためには、すべての教職員がいじめ防止推進法、いじめ防止等のための基本的な方針等を理解し、学校としての「いじめ防止基本方針」を策定の上、これに則っていじめに対し組織的に対応していく必要がある。

本件小学校は、学校として「いじめ防止基本方針」「生活指導に関する全体計画」を作成していたものの、記載内容と実際の実施状況が一致しておらず、一致していないことを管理職も担当教職員も認識していなかった。また、教職員に対する聴き取りでも、複数の教職員が学校のいじめ防止基本方針を理解していないと回答するなどしており、前校長の認識でも、基本方針が十分周知されているとは言えない状況であった。本件小学校は、これらに則って組織的・計画的にいじめ対応をしていくという意識自体が欠けていた。

その結果、いじめに関する対応が法や基本方針に則らない場当たり的なものとなり、組織として一貫した対応をすることができなかった。

2 いじめの未然防止について

(1) 児童に対する配慮及び支援

いじめが生まれる背景と指導上の注意として、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

そして、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う必要がある（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「文科省基本方針」という。）別添2学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント）。

ア 家庭環境への配慮と連携の不足

本件小学校は、対象児童の家庭環境について心配な様子がある情報を得ていた。しかし、学校は、対象児童と兄が登校できており、問題行動等も見られなかったため、注意深く見守ることにはしたものの、ケース会議の開催や関係機関との連携、家庭への働き掛けなど、学校としての具体的な支援を検討することはしなかった。そのため、いじめにつながる心配のある状況については、学校としての具体的な対応方針が定められないまま、放置されていた。

令和4年度には、教職員が兄の状況について気を付けてほしいと言ったことはあったが、学校として対応を検討して決定したものではなく、対象児童の担任との情報共有もなされていなかった。担任は、普段の対象児童の様子から、対象児童にも心配な様子があることは認識していたが、家庭に連絡したり、管理職に相談したりすることもしなかった。

また、父から教頭に、教職員の発言について問題提起があったにも関わらず、教頭は当該教職員に対応を任せただけで、家庭と子どもに対する理解と対応方法について組織として十分に検討されることがなく、事実確認や対応がされないままであった。

イ 対象児童に対する理解と配慮の不足

対象児童については、令和4年度からは特定の会議で情報共有がなされた記録がなく、教職員の日常会話の中で情報共有がなされている状況であったと思われる。

そのため、学校として対象児童に対して必要な配慮を検討し、その配慮が適当かを確認検証することはなく、家庭と連携することもしなかった。

ウ 組織的対応のための情報共有体制の不備

本件小学校では、「子どもを語る会」と、隔週で行われる職員終会後の情報交換において、配慮等が必要な児童について情報共有がなされており、対象児童も何度か取り上げられその時々の様子について情報共有が行われていた。

「子どもを語る会」においては、担任が情報共有対象とする児童を決め、該当児童について「個別の指導計画」を作成することになっていたが、学校として対象とする児童の方針や資料作成の基準等は定められておらず、どの児童を対象とするか、資料を作成するかは個々の担任が判断していた。担任の資料作成にもれがないかを確認する担当は決められておらず、責任の所在があいまいになっていた。結果、配慮・支援が必要な児童について、計画的、継続的な支援が行われていなかった。

また、いずれの会議においても、情報交換の目的や方針が明確にされていなかったため、単に情報を共有することに終始し、対象児童のかかえる問題点について、どのように支援・改善していくか、どのような取組が必要かなど具体的な対応策を検討することはなかった。また、別の会議などで、学校としての対応策を検討することもなかった。

(2) いじめ防止に向けた指導の不徹底

市基本方針では、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策として、いじめ防止のため、「いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童生徒に確実に理解させるとともに、いじめをしない、させない、許さないという意識の醸成に努める。」ことが定められている。

本件小学校では、学校として、年度初めのいじめ防止に向けた指導の計画を立てることはなく、管理職が実施を指示することもなかった。年度初めのいじめ防止のための指導を行うかどうかは各学級担任に任されている状況であった。

(3) 教職員の言動による影響

教職員の言動については、文科省基本方針において「教職員の言動が児童生徒一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されることや、いじめが発生しやすい雰囲気がつくられることのないよう、十分注意を払い、児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努める」ことが定められている。また、市基本方針においても、「教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。」ことが指摘されている。

本件では、席替え後、クラスの児童が、対象児童に関することを担任に伝えたことに対し、担任も同様の認識をしているという印象を与える発言をしており、学級内で対象児童に関して揶揄することを助長しかねない発言であった。

また、担任は、学級内で対象児童が発言しないことについて、クラスの児童から対象児童だけ特別扱いされているという内容の発言があった際や、衛生検査で対象児童の忘れ物を責める発言

があった際にも、指導をせず放置することがあり、対象児童にとって安心して生活できる状況とは言い難い状況であったと考えられる。

なお、本件では、教職員の対象児童や兄に対する発言について、父から教頭へ電話で問題提起があったものの、対応は当該教職員一人に任され、対象児童への発言の有無について保護者に説明をしていなかった。当該教職員の発言の有無の詳細については、本委員会での調査では確認できなかったが、具体的な事情や保護者対応状況の確認を学校として組織的に行うことが望ましかったと考えられる。

3 いじめの早期発見について

(1) 早期発見のための基本的な姿勢の欠如

いじめの早期発見のためには、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である（文科省基本方針）。

本件学級では、令和4年度の冬頃には、学級内で対象児童の忘れ物を責める発言が出たり、対象児童が発言しないことについて特別扱いされているという内容の発言が出たりしていたが、担任は、これをいじめとして認知することはなく、いじめの疑いを持つこともなかった。

また、対象児童が休み時間などを独りで過ごす様子を見たと述べる教職員が複数いたが、学校として対象児童の友人関係に留意したり、いじめを疑ったりすることもなかった。

(2) いじめ調査アンケート実施体制の不備

本件小学校は、いじめ調査のためのアンケートを、令和元年以降年2回（6月、11月）しか実施しておらず、令和4年度も2回のみ実施され、12月から3月の期間のアンケートは実施されていなかった（市基本方針は、いじめの早期発見のための施策として、いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートを年3回行うことを定めており、学校基本方針においても、いじめの早期発見のため、「いじめアンケート」を年3回実施することが定められていた。）。

2回しか実施されていないことについて、担当教職員は問題意識をもっておらず、管理職や他の教職員が指摘をすることもなかった。

そのため、12月から3月の期間は、アンケートによっていじめを認知することができない状況にあった。令和4年12月から令和5年3月までの期間は、対象児童が関係児童の行為を特に苦痛に感じていたと思われる時期であるが、対象児童やクラスメイトが学校にいじめの事実を訴えやすい環境にはなっていなかった。

(3) アンケート等の取り扱いの不十分さ

本件小学校は、令和4年度からQ-Uに代えて学級力アンケートを実施することにしたことで、担任や学級が、アンケート結果から児童個人の状況や人間関係を具体的に把握することが難しくなった。Q-Uをやめて把握できなくなった点については、日常的な児童の様子の変化や、学級力アンケート・いじめアンケート裏面の回答の変化等に留意し、否定的な変化が見られた場合には教育相談を行う等、変化の把握や見取り、見守りが必要であったと考えられる。

しかし、学校においてQ-Uをやめた影響について留意した形跡はなく、学級力アンケートを児童の個別の状況や人間関係の把握に活用した形跡は見られない。対象児童は、11月のいじめアンケートにおいて、休み時間誰と一緒にいることが多かったかという問いに対し、「わからない」と回答しており、また、2月の学級力アンケートでの回答では、10月の回答内容と比較して否定的内容に変化している。学校は、対象児童の回答内容や回答の変化を読み取り、教育相談や見

守りを強化する、学校全体で情報共有を図る、家庭との連携を図るなどの支援につなげることができなかった。

4 いじめ解決に向けての適切な対応について

(1) いじめの判断及び組織対応について

文科省基本方針では、組織的な指導体制として、「いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。」とされている。

また、市基本方針では、いじめの対応として、「いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、例えば学年主任や生徒指導主事・生活指導主任を経て、管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。それとともに、『校内いじめ対応ミーティング』を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に『いじめではない』と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。」とされている。

本件小学校では、対象児童からの訴えを受けた教職員が、いじめと認知していたにも関わらず、担任への報告にとどまり、管理職への報告をせず、報告を受けた担任も管理職への報告をしなかった。また、担任が対象児童から「嫌なことを言われる」との訴えを聞いた際も、管理職へ報告をしなかった。そのため、いずれの時点でも、組織としての対応につながらなかった。

さらに、対象児童がいじめを訴えたことについて校内いじめ対応ミーティングも開催されていないところ、当該教職員がこのことに疑問を持つこともなかった。いじめ認知時に校内いじめ対応ミーティングを開催する対応が徹底されていれば、当該教職員が、校内いじめミーティングの開催を管理職に確認するなどして、その時点で学校の組織的対応につながることも期待できたと思われる。しかしながら、本件においては、いじめを認知時に校内いじめミーティングを開催することも周知徹底されていなかったことから、このような対応につながることもなかった。

これらの状況を考えると、いじめ認知時の対応方法が、教職員に徹底されておらず、いじめに対応するための校内体制が整備されていなかったと考えられる。

(2) いじめ認知後の事実確認・対応の不適切さ

いじめを認知した場合、教職員は、対象児童及び関係児童からの事情の聴取、対象児童保護者への連絡と支援、関係児童の保護者への連絡と指導、いじめが起きた集団への働きかけ等の対応を行う必要がある（文科省基本方針、市基本方針）。また、市基本方針では、いじめの対応に当たって、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また児童生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等については、確実に保管することとされている。

本件では、担任が、対象児童から被害の状況や加害者など十分な事実確認を怠り、保護者への連絡等も行わなかった。対象児童が担任に「嫌なことを言われる」と訴えたのは、教職員が関係児童を指導した後である。指導後もいじめ被害が継続している可能性があるから、訴えを聞いた担任は、被害状況についての丁寧な聴き取りと、対象児童、関係児童双方の保護者への連絡を検討すべきであった。

また、本件でいじめを認知した教職員、担任いずれも聴き取り内容等について記録をしていなかった。

訴えを受けた教職員、担任の対応からすると、本件小学校では、教職員がいじめ認知時の適切な対応を理解しているとは言えない状況であった。

(3) いじめ初期対応ガイドブック活用の不徹底

教育委員会では、各学校がいじめと不登校の初期対応を適切にかつ丁寧に行うための具体的な進め方の一つとして、「いじめ・不登校 初期対応ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を作成し、市内の各学校に配布し、教職員のタブレット端末で確認できるようにしている。

ガイドブックでは、いじめ等の初期対応の基本的な流れ、正確な実態把握、指導体制と方針決定、児童への指導・支援、保護者への連絡・連携などのポイントが説明されている。ガイドブックに沿って対応することで、市基本方針に即した対応が可能であることから、同ガイドブックに沿って初期対応をするよう周知がなされている。

本件では、管理職から、ガイドブックの活用に対する教職員への働き掛けはあったものの、これが教職員に徹底されず、活用がなされていなかった。このことは、上記（１）、（２）の通りいじめの対応について適切な対応がなされなかった一因であると考えられる。

V 再発防止に向けた提言

1 「いじめ」についての鋭敏な意識の醸成について

本件においては、児童生徒が発する対象児童への違和感を、いじめやいじめの可能性のあるものとして、対象児童の立場に立ち、想像力を持って認知する意識が、児童生徒はもちろん、それを指導すべき教職員にも欠けていた。

何が「いじめ」にあたるのかを理解し、「いじめ」に自ら気づくための意識を醸成していくことを、児童生徒に対して徹底していくことが必要である。そのために、教職員がいじめ防止対策推進法に定められた「いじめ」の定義や基本理念を理解し、「いじめ」に対する鋭敏な意識を磨いていくことが必要である。

なお、多様な課題を有する児童生徒が存在する現代の学校において、子どもたちが、他児童生徒の課題やそれに対する違和感に接する際、他児童生徒の状況をどのように共感的に理解し、共に生活できる人間関係を築きうるのか、また、教師が多様な事情を持つ児童生徒集団の人間関係をどのように指導していくかという複雑で困難な課題が本件において明らかになった。

教育委員会には、単なるいじめの認知と対応のみならず、上記のような問題に取り組むための対応方針の明確化と研修等による教員の資質向上の取り組みを求めたい。

2 「いじめ」の背景理解や時系列的推移の分析について

いじめをめぐる人間関係は、その時点で認知されたいじめの内容にとどまらず、学年をまたいだ複雑な人間関係が背景となっていることが多くあるため、「いじめ」行為単体を取り出して認知し、対応するのでは不十分である。文科省基本方針においても「いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要」とであると述べている。

1年間の推移、学年間の推移を踏まえた児童生徒の人間関係を読みとっていくこと、その上で生じてきたいじめに背景を踏まえて対応することが求められる。そのためにいじめ調査アンケートや、学級の人間関係を把握する調査は、単純にいじめの有無をチェックするのみではなく、個人内での人間関係の変化、適応感の変化を読み取るなどの分析をし、学年が変わっても引き継いでいくことが求められる。

また、人間関係や児童生徒個人の課題の把握と分析には、児童生徒の状況を個別に集約した書

類（個別票）の継続的な作成が望ましいが、校内分掌において、作成する対象や作成後の対応の責任の所在を明確化することが求められる。

教育委員会には、いじめ認知時の背景分析方法の提示やいじめ調査アンケートの集計と分析についてのマニュアルの作成、個別票の作成マニュアルや運用ガイドラインの策定をお願いしたい。

3 「いじめ」に対する組織的対応の重要性について

いじめの発生を認知した場合には、学校において、組織的に対応する必要がある。状況を認識したものがひとりで抱え込むことなく、複数の目で状況を確認し、対応を協議し、情報を共有した上で、対象児童への支援や配慮、関係児童への指導、保護者や関係機関との連携などの対応につなげる必要がある。

各学校において、今一度、学校基本方針の位置づけとその内容の確認が必要である。また、管理職の役割の確認、いじめ防止対策を所管する委員会等担当者の確認、いじめ認知時の報告体制の確認等、組織的対応を確実にするため、いじめ発生時の対応に関し、基本的な事項を確認する必要がある。

また、いじめの早期発見及び認知時の適切な対応のためには、教職員各々においても、いじめの理解と認知した場合の校内の対応フローについてあらためて確認する必要があることに加え、個々の判断に終わらないために、学級内に担任以外の目を入れるための体制づくりが求められる。

さらに、教育委員会は、ガイドブックを作成して、いじめ認知時の報告方法や初期対応の方法を周知してきたが、本件で複数の教職員がこの内容を理解しておらず、ガイドブックが活用されなかったことを踏まえ、周知方法の再検討と内容を周知徹底できているかどうかの確認フローの作成、ガイドブック等の活用状況の点検をお願いしたい。

4 家庭支援の観点を持った校内及び地域内の専門家連携について

児童生徒の支援にあたっては、児童生徒個人だけでなく、兄弟、保護者を含めた家庭全体への支援の観点が必要となるケースがある。本件においても、兄弟や家庭の課題を理解することが対象児童の課題の理解や家庭支援につながった可能性があったが、現実にはそういった観点は不足し学年間や地域支援機関との情報共有は不十分であった。

家庭支援が必要な事例においては、学年をまたいだ担任間の連携を行うために生活指導主任・生徒指導主任、特別支援コーディネーター等がリーダーシップをとる校内体制が必要となる。また、家庭背景の理解と家族全体の支援のためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職の活用と連携が必要である。

多様な家庭背景を有する児童生徒に対応できるよう、教育委員会には、モデルとなる事例の収集・分析、及びそれに基づいた研修と支援ガイドラインの策定、運用の点検をお願いしたい。

5 地域資源との実効性のある連携の構築について

困難な生活状況にある児童生徒を支援するためには、外部機関と単に「連絡」をとり情報共有するだけでなく、「連携」していくことが必要である。具体的にはケース会議の開催を学校からも呼びかけ複数回継続参加するなどして、学校と地域専門機関で役割分担を確認し、方針を決定して継続的に連携していくことが必要である。また、外部機関との連携を行うためには、校内での分掌を明確化すること、その上でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を十分に活用することが必要である。

教育委員会には各学校が地域の専門機関と実効的な連携を結ぶためのガイドラインの策定と、実際の運用に関する点検をお願いしたい。

※新潟市いじめ防止対策等専門委員会 担当委員名簿

委員長 伊藤真理子（臨床心理士）

委員 高橋 有紀（弁護士）

委員 横山 知行（精神科医）

委員 稲田 隆司（学識経験者）

委員 熊谷 敬一（精神科医）

委員 上村 都（学識経験者）